

定 款



1988年7月5日公証人認証

2006年5月2日改正

2015年10月27日改正

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社モリカワと称する。また英文では Morikawa Corporation と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に置く。

第3条（目的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス、石油、電気等、エネルギーの供給販売
2. LP ガスの製造及び販売
3. LP オートガス販売
4. 電気、ガス、水道、インターネット回線等、インフラストラクチャー工事の請負
5. 住宅リフォームの請負
6. システムキッチン、システムバス、洗面化粧台、福祉住環境の福祉用具の販売
7. 厨房機器、調理機器、浄水器等、台所用品の販売
8. 家電製品、ガス機器、石油機器の販売
9. 家具、貴金属、装飾具、美術工芸品、室内装飾品の販売
10. 食料品、家庭用品、娯楽用品、衣料品、日用雑貨品の販売
11. 太陽光発電システム、風力発電装置及びその他の発電装置の販売並びに、それに関わる機器の販売
12. 発電及び売電に関する事業
13. インターネットを利用した通信販売業
14. インターネットのホームページの企画、制作、保守、管理及び販売
15. ウェブコンテンツの企画、立案、制作、管理及び販売
16. インターネットに関するマーケティング業務並びにコンサルタント業務
17. 前各号に附帯関連する一切の業務

第4条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は500株とする。

第6条（株券の不発行）

当会社は、株式に係わる株券を発行しない。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。

第8条（売渡請求）

当会社は、相続その他の一般継承により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（基準日）

当会社は、毎年8月31日の採集の株主名簿に記載または記録されて議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第10条（株主名簿記載事項記載の請求）

株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式に付き質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示抹消についても同様とする。

第12条（手数料）

前2条に定める請求する場合には当社所定の手数料を支払わなければならない。

第 13 条（株主の住所届出）

当会社の株主及び登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、使命、及び印鑑を当社に届け出なければならない。

②前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

第14条（総則）

当会社の定時株主総会は、事業年終了後 2 ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを召集する。

第15条（召集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たり、取締役全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令に定めある場合を除き、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 役員

第 18 条（員数）

当会社には、取締役 5 名以内、監査役 1 名を置く。

第 19 条（取締役及び監査役の任期）

取締役及び監査役の任期は選任後 10 年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条（選定の方法）

当会社の取締役及び監査役は、当会社の株主の中から株主総会において選定するものとする。

第 21 条（役員欠員）

取締役及び監査役に欠員が生じた時は、法定の員数を欠かない限り、その補欠選定を延期し、または行わなくてもよい。

第 22 条（代表取締役及び社長）

当会社には、代表取締役 1 名を置き、取締役の互選により取締役の中から選定するものとする。

②代表取締役をもって社長とする。

③代表取締役社長が当会社を代表する。

第 23 条（役付取締役）

取締役の互選により取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各 1 名定めることができる。

第 24 条（執行役員）

取締役の互選により執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

②執行役員の中から、専務執行役員、常務執行役員を各 1 名定めることができる。

第5章 計 算

第 25 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日にいたる年 1 期とする。

第 26 条（剰余金の配当）

株主に対する剰余金の配当は、毎年 8 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。